

第16号議案

文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月28日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第四号

文京区教育委員会事案決定規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十一年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する課長」の下に「及び同条第二項に規定する教育施策推進担当課長」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十一年教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 課長 <u>処務規則第四条第一項に規定する課長及び同条第二項に規定する教育施策推進担当課長をいう。</u></p> <p>三～十 （略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 課長 処務規則第四条第一項に規定する課長をいう。</p> <p>三～十 （略）</p>